利益相反上の問題を生じさせないための一般的な留意点

利益相反について（全般）

教職員等が企業等との関係で有する利益・責務と大学における責任とが衝突・相反する状況となることがあります。本学の規則等で禁止されていない範囲であっても、総合的な観点で適切な対応を怠れば、教職員等及び本学の社会的信頼が損なわれ、産学官連携活動はもとより、教育・研究活動も阻害されることになりますので、適切に利益相反のマネジメントを実施することが大切です。

自己申告の実施について

本学では、定期的に年１回、大阪大学利益相反マネジメント自己申告を実施しています。申告の実施は部局事務を通じて通知しますので、<u>その際は必ず自己申告を行ってください。</u>

（参考）大阪大学利益相反マネジメント自己申告

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/policy/coi/coi_5

利益相反の相談について

兼業などの産学官連携活動で生じた利益相反についての疑問・質問等の相談を「利益相反相談室」にて随時受付けています。詳細は下記 HP をご覧ください。

「利益相反相談室について」

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/policy/coi/coi_6

兼業について

兼業は認められた範囲内で行うようにし、大学教員としての責務に支障が出ないようにご留意ください。

なお、営利企業の役員兼業（「技術移転兼業」「研究成果活用兼業」「監査役等兼業」）の場合は兼業先企業との関係が強くなるため、利益相反上の懸念について特に注意が必要です。

研究活動の実施及び研究成果の公表について

研究活動の実施及び研究成果の公表の際には、個人的な経済的利益（株式の保有、兼業、報酬、ロイヤリティ等）を有する企業等の利益を優先することなく、当該研究が科学的に公正な内容となるように留意して下さい。

（医学系の）学会、出版社によっては、研究費についての透明性や論文の信頼性を確保するため、研究成果公表時には利益相反に関する情報を開示することが義務付けられています。

研究成果の権利の帰属について

研究成果の権利の帰属に関して、個人的な経済的利益（株式の保有、兼業、報酬、ロイヤリティ等）を有する企業等を優遇していると見られることのないよう、当該企業に関連する発明についても、大学への発明届出手続き等、適切に対処して下さい。

兼業先との共同研究について

共同研究の相手先で兼業を行っている場合には、大阪大学の職務と兼業との切り分けが曖昧になる可能性が高まります。共同研究については大阪大学の立場で関与し、兼業との切り分けを明確にするよう適正な管理を行って下さい。

特に営利企業の役員兼業の場合は、利益相反上のリスクが高まります。企業側の共同研究の実施・契約に関する決議・決裁からは外れる（取締役会等を退席し，そのことを議事録に記録する。決裁の代理権者を定める等）など、手続の透明性や公正性に留意してください。

物品購入について

個人的な経済的利益（株式の保有、兼業、報酬、ロイヤリティ等）を有する企業等から物品購入を行う場合、取引の必要性や価格等取引条件の妥当性について、社会に対して十分に説明できることが求められます。よって、当該企業等から物品購入を行う際には、取引の必要性を十分吟味し、契約手続の透明性や公正性に留意して依頼を行って下さい。

①教員が直接発注するのではなく、部局事務へ発注書を提出し事務担当者が会計規則に則って発注すること、②契約の必要性、相手方選定の公平性、契約条件の妥当性に係る説明を書面にて残しておくこと、③当該購入に関する機種選定や仕様策定等の委員にならないことなどの方法を取ることにより、疑念が生じるリスクを低減でき、より透明性、公正性を高めることができます。

寄附金の受入れについて

個人的な経済的利益（株式の保有、兼業、報酬、ロイヤリティ等）を有する企業等を優遇していると見られることのないよう、受入れ手続の透明性や公正性に留意して下さい。

利益相反上のリスクを低減するには、兼業先との奨学寄附金授受に関する意思決定過程に当該教員は参画しない（企業での取締役会での決議時に外れる等）など手続の透明性や公正性に留意してください。

学生の従事について

個人的な経済的利益（株式の保有、兼業、報酬、ロイヤリティ等）を有する企業等の業務に学生が従事する場合、学生の意思を尊重することが必要です。学生との関係においては、教育を受ける権利を阻害せず、研究等への参加の自由を確保するよう、十分に留意して下さい。

委員会等の活動について

委員会の審議等においてその委員が特別な関係を有する者を優遇していると見られることのないよう、学内の各種委員会等の活動における中立性や公平性の確保に努めて下さい。

特別な関係を有する場合に制限（例．委員に就任しない／退席する／発言しない等）を設け議事録に記録する等により、中立性や公平性を高めることができます。

（委員への就任・発言等が必要で、やむを得ない場合は、関係性の概要を委員会に宣言して対応する等してください。）

以上

（問合せ先）

共創推進部　共創企画課　利益相反相談室

Email：coi-adviser[AT]ml.office.osaka-u.ac.jp